附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

3　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○外務省令第十三号

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）第十九条第二項の規定に基づき、研修員手当の号の適用に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十二月二十四日

外務大臣　茂木　敏充

別記様式（用紙の寸法は，日本産業規格Ａ列４番とする。）

通　知　書

還付金額				
還付有価証券	名称	枚数	総額面	券面額，回記号及び番号
還付振替国債	銘柄			金額
還付年月日				
債権額				
債権発生の原因たる事実				
供託者の氏名又は名称及び住所				
※供託年月日				
※供託番号				
※供託金額				
※供託有価証券	名称	枚数	総額面	券面額，回記号及び番号
※供託振替国債	銘柄			金額
供託所名				

上記供託物について頭書のとおり還付を受けたから通知する。

令和　年　月　日

住　所

債権者　何　某

都道府県知事　あて

奥書の式

上記のとおり供託物の還付があつたため，貴方の営業保証金に金何円の不足を生じたから，この通知書を受け取つた日から２週間以内に上記不足額を供託されたい。

令和　年　月　日

住　所　何　某　殿

都道府県知事　㊞

注　※の付してある欄には，数回の供託に係る供託物につき還付を受ける場合は，それらを連記すること。